

(公 印 省 略)

障 福 第 7 2 3 号
令和元年7月18日

各 保険医療機関 開設者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

重度心身障がい者医療費給付における自動償還払
への移行について（通知）

平素から、本県の障がい者福祉の向上に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県の重度心身障がい者医療費給付については、障がいのある方々が医療機関等で自己負担額を一旦支払い、その後居住市町村に対して還付を申請する償還払方式で運営しています。

この度、障がい者本人や御家族の負担軽減を図るため、本年10月受診分から還付申請手続を不要とする自動償還払方式へ移行することを決定し、県内の全ての医療機関等に御協力いただくこととしています。

なお、県内一斉での円滑な移行のために、対象者の令和元年8月と9月受診分の自己負担額支払データを、10月受診分からの制度移行後と同様の流れで、医療機関から国保連合会に送付するテスト期間（移行調整期間）を設けています。

つきましては、別添の制度移行チラシを参照のうえ、電算システムの改修や事務の確認など、事前の準備を進めていただきますようお願いいたします。

■テスト（移行調整）期間中（8月から9月）の報告データの受付日等■

○8月受診分の受付日： 9月10日（火）まで

○9月受診分の受付日： 10月10日（木）まで

※ データの報告方法等は、別添チラシに記載の大分県国保連合会へお問い合わせください。

担当：管理・計画班 三宮

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2723

FAX 097-506-1740